

2020年4月1日
佐藤興産株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金および電気料金の特別措置について

弊社では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済産業省の要請を受け、ガス電気をご利用頂いておりますお客様に対し下記のとおり、特別措置の適用を実施致します。つきましては、特別措置適用をご希望されるお客様はお電話にてお申込みいただきますようお願い致します。

1. ガス料金のお支払いについて

2020年4月分・5月分のガス料金は支払期日を1ヶ月間延長します。

※金融機関、クレジット会社の決済スケジュールによっては、お支払いの期日の延長が出来ない場合がありますのでご了承下さい。

お申込み 佐藤興産お客様相談センター 0120-1-31053
(受付時間 平日8:30~17:30)

2. 電気料金のお支払いについて

お申込み 4月30日(木)までに下記へご連絡下さい。

特別高圧電気または 高圧電気のお客様	JXTG エネルギー 特別高圧・高圧電気お客様窓口 03-6713-4346 (受付時間 9:00~17:20 土日祝 年末年始除く)
低圧電気のお客様	JXTG エネルギー 低圧電気お客様窓口 (ENEOS でんきカスタマーセンター) 03-6627-1763 (受付時間 9:00~17:00 第3日曜日 年末年始除く)

3. 特別措置の適用対象について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2020年3月25日受付開始の「緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度」を受け、当社に特別措置適用のお申込みを頂いたお客様

以上